

# 令和6年度岩手県主任介護支援専門員研修実施要項

## 1 研修目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

## 2 実施主体

公益財団法人いきいき岩手支援財団（岩手県指定研修実施機関）

## 3 受講対象者（従事期間を算定する基準日は、令和6年4月1日とします。）

(1) 介護支援専門員として岩手県に登録がある者（他県に登録者は、受講地変更手続き等が必要です。）

(2) 介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する介護支援専門員であり、研修修了後は、他の介護支援専門員に対する助言・指導に積極的に取り組む意思を有するとともに、関係者との連絡調整、スーパーバイズ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる者とする。

具体的には以下の①～④のいずれかに該当し、かつ平成18年度以降に実施された介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（平成15～17年度に実施された介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱでも可）及び専門研修課程Ⅱ又は実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

① 専任（※1）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者。

ただし、指定居宅介護支援事業所の管理者（以下「管理者」という）との兼務は期間として算定できるものとする。

② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修（※4）を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（※1）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者。

ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。

③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（※5）として、現に地域包括支援センターに配置されている者。

④ 介護支援専門員として従事した期間（兼務期間を含む）が通算して5年（60ヶ月）以上である者であって、次のいずれかの要件に該当する者。

ア 兼務の内容が在宅介護支援センターにおける相談援助業務である者。

イ 県の指定研修実施機関が実施する介護支援専門員研修又は介護支援専門員の資質向上を目的として全県若しくは高齢者保健福祉圏域で実施する研修において講師の実績がある者。

※1 「専任の介護支援専門員」とは、「常勤（※2）かつ専従（※3）の介護支援専門員」のことを指す。

※2 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいう。ただし、育児・介護休業法による短時間勤務制度等により、週30時間以上勤務する場合は「常勤」と扱う。

※3 「専従」とは、業務時間帯を通じて当該業務以外の職務に従事しないことをいう。この場合の業務時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間をいう。

※4 「ケアマネジメントリーダー養成研修」は、平成18年度以降全国的に実施されておられません。

※5 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者のうち、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者をいいます。（「地域包括支援センターの設置運営について」平成18年10月18日付け老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長通知）

#### 4 定員 100 名

#### 5 研修日程及び内容

(1) 研修期間及び集合研修会場 ※ 申込者数により、開催回数を変更する場合があります。

研修期間			集合研修会場
1組	eラーニング	令和6年8月2日(金)～28日(水)	盛岡市勤労福祉会館 5階 大ホール (盛岡市紺屋町2番9号)
2組	集合研修①	令和6年9月2日(月)～4日(水)	
1組	集合研修②	令和6年10月8日(火)～9日(水)	
	集合研修③	令和6年11月18日(月)～21日(木)	
2組	集合研修②	令和6年10月29日(火)～30日(水)	
	集合研修③	令和6年12月9日(月)～12日(木)	

(2) 研修内容

「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第265号)の規定により別表のとおり実施するものとし、令和6年度のカリキュラムは、別紙1「令和6年度岩手県主任介護支援専門員研修日程」のとおりとし、合計70時間とします。

また、講義は原則eラーニングで実施します。eラーニングによる受講の詳細については、「受講決定通知書」でお知らせします。

#### 6 修了評価

介護支援専門員ガイドライン(厚生労働省)に基づく研修記録シートの提出に加え、確認テスト等を行うものとします。

#### 7 研修修了認定

(1) 研修の全課程を修了した者に修了証明書を交付します。

(2) 欠席した場合及び以下の場合は、修了証明書は交付できません。

ア 遅刻・早退・長時間の離席等がある場合

イ 提出書類に不備・不足がある場合、指定された期日までに提出がない場合

ウ 研修中の留意事項を守らない場合、他受講者の受講の妨げとなる行為等が見られた場合

#### 8 修了証明書の交付

研修の修了認定された者には、研修最終日に修了証明書を交付します。修了証明書の再発行はしませんので、御自身で大切に保管してください。

なお、申込書類等の記載事項が事実と異なっている等の虚偽・不正があった場合は、修了証明書交付後であっても修了は無効となり、修了証明書を返還してもらうことがあります。

#### 9 受講手続き

(1) 受講申込

受講を希望する者は、当財団ホームページから「受講申込書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入し必要書類(※)を添え、令和6年4月8日(月)(消印有効)までに当財団あて送付してください。

(※) 必要書類 (添付書類)

◆ 全員が提出するもの

- ① 平成 18 年度以降に実施された専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ (実務経験者に対する更新研修を含む) の修了証明書の写し
- ② 実務経験証明書
- ③ 自分が担当している事例の「居宅・施設サービス計画書」(1)～(3) または「介護予防サービス・支援計画書」のコピー 2 部。

※ 利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践ができているか、内容を確認します。

◆ (2) 受講対象者②に該当する方

ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証明書の写し又は認定ケアマネジャー認定証の写し

◆ (2) 受講対象者③に該当する方

- ① ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証明書の写し
- ② 任用 (委託) している市町村長が推薦する書類 (様式は任意)

◆ (2) 受講対象者④アに該当する方

在宅介護支援センター運営に係る市町村からの委託契約書の写し

◆ (2) 受講対象者④イに該当する方

講師としての実績が分かる書類

(2) 受講決定

受講の可否について、研修開始 1 か月前を目途に当財団から通知します。

受講が決定した者には「受講決定通知書」を御自宅に郵送します。受講不可の者には別途連絡します。

(3) 受講料の納入

ア 財団指定のゆうちょ口座に振り込んでいただきます。詳しくは、受講決定通知書でお知らせします。

イ 一旦納入された受講料は、原則返還しません。

## 10 受講料

29,500 円 (岩手県手数料条例による)

## 11 テキストについて

研修中の使用はありませんが、令和 6 年度より新カリキュラムが導入されることから、自己学習 (事前学習及び振り返り等) による効果的な研修とするため、テキストの購入を推奨します。

【推奨テキスト】

『 4 訂 介護支援専門員研修テキスト主任研修 』 (一般社団法人日本介護支援専門員協会 税込 4,400 円)

『 新版 介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援専門員研修 』 (中央法規出版 税込 4,400 円)

## 12 事例提出について

【申込時】

9 受講手続き (※) 必要書類 ◆ 全員が提出するもの③に記載

【受講中】

「対人援助者監督指導 (スーパービジョン)」及び「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」の科目で使用する下記の事例の提出が必要です。

- ① 介護支援専門員をスーパーバイザーとするスーパービジョン事例
- ② 困難事例又は同僚・部下からの相談事例

※提出にあたっては、利用者の同意を得たうえで、個人情報特定されないようアルファベット等で記載してください。

### 13 eラーニング受講の注意事項

(1) eラーニング受講にかかるインターネット環境やパソコン等は各自で御準備ください。また、カメラ及びマイクは不要です。

なお、スマートフォンでの受講も可能ですが、パソコンやタブレットでの受講を推奨します。

(2) 通信料等は、各自の負担となります。あらかじめ御了承ください。

### 14 個人情報の取り扱いについて

受講申込書類に記載された個人情報につきましては、「公益財団法人いきいき岩手支援財団における個人情報の保護等に関する規程」等に基づき適正に管理します。

なお、当該研修の修了者の情報につきましては、「岩手県介護支援専門員研修実施要綱」に基づき岩手県知事に提出します。

### 15 申込み及びお問合せ先

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 3階

公益財団法人 いきいき岩手支援財団 研修課

電話：019-629-2300(直通) FAX：019-625-7494

いきいき岩手支援財団ホームページ <https://www.silverz.or.jp/>